

平成23年3月2日

平成23年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

平成23年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成23年3月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり13名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	中 原 晶
5番	和 田 勝 弘	6番	出 口 實	7番	奥 野 学
8番	谷 本 貢	9番	反 保 多喜男	11番	辻 下 文 信
12番	辻 下 正 純	13番	豊 国 秀 行	14番	小 川 日出夫
15番	竹 内 邦 博				

欠席議員 なし

欠 員 10番

傍 聴 なし

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	教 育 長	田 中 繁 樹
総 務 部 長	中 口 守 可	総 務 部 理 事	中 村 光 延
企 画 部 長	笠 間 光 弘	総 括 理 事	白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長	芦 田 貴 志 雄	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 谷 清
企 画 部 理 事	谷 下 泰 久	住 民 福 祉 部 理 事	南 康 明
住 民 福 祉 部 理 事	岡 本 茂	都 市 整 備 部 理 事	入 口 博 行
都 市 整 備 部 上 下 水 道 担 当 理 事	末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事	湊 原 義 仁
総 務 部 総 務 課 長	中 田 道 徳	企 画 部 秘 書 人 事 課 長	保 井 太 郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻 下 一 博

議会議務局副理事 大 山 鐵 男

議事日程

日程1	議案第4号	平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件
日程2	議案第5号	平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算 （第4次）の件
日程3	議案第6号	平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第4次）の件
日程4		平成23年度当初予算に関する説明
日程5	議案第7号	平成23年度岬町一般会計予算の件
日程6	議案第8号	平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算の件
日程7	議案第9号	平成23年度岬町国民健康保険特別会計予算の件
日程8	議案第10号	平成23年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件
日程9	議案第11号	平成23年度岬町下水道事業特別会計予算の件
日程10	議案第12号	平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件
日程11	議案第13号	平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算の件
日程12	議案第14号	平成23年度岬町介護保険特別会計（介護サービス 事業勘定）予算の件
日程13	議案第15号	平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件
日程14	議案第16号	平成23年度岬町深日財産区特別会計予算の件
日程15	議案第17号	平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件
日程16	議案第18号	平成23年度岬町水道事業会計予算の件
日程17	議案第19号	町道路線の認定の件
日程18	議案第20号	岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件

日程19	議案第21号	工事請負契約中変更の件 (公共下水道汚水管理設工事(24-6))
日程20	議案第22号	岬町事務分掌条例の一部を改正する件
日程21	議案第23号	岬町立集会所条例の一部を改正する件
日程22	議案第24号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件
日程23	議案第25号	岬町特別会計条例の一部を改正する件
日程24	議案第26号	岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件
日程25	議案第27号	岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
日程26	議案第28号	岬町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する件
日程27	議案第29号	岬町財産区管理会条例の一部を改正する件

(午前10時00分 開議)

○竹内邦博議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は午前10時です。

本日の出席議員は13名です。欠員1名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

会議に先立ちまして、中口総務部長から今回の議案書の差しかえについておわびしたいとの申し入れがありましたので、これを許可します。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

先日、2月22日に配付いたしました議案書中に修正箇所が判明いたしましたので、このたびおわび申し上げます。

この件は3件ございまして、議案第25号、議案第26号、議案第27号でございます。なお、差しかえにつきましては、既に終えております。

今後、このようなことのないよう細心の注意をさらに払い業務に専念してまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○竹内邦博議長 部長のおわびの言葉が終わりました。

○竹内邦博議長 日程1、議案第4号、「平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第4号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件につきまして概要をご説明いたします。

本町の財政状況は、歳入につきましては足元の景気が昨年度に比べ回復傾向が見込まれているものの本格軌道には至っておらず、個人消費の落ち込みや企業業績の下振れ懸念、さらには地価下落による町税収入の落ち込み等により減少するとともに、歳出におきましては少子高齢化の進展に係る社会保障関係経費の増加に加えて公債費など義務的経費が財政を大きく圧迫しており、引き続き厳しい状況でございます。

このことから、大阪府市町村振興補助金など特定財源の確保に向けて、現在、関係機関と協

議・調整を行っているところでございます。

したがいまして、今般の補正予算につきましては、法令等に基づくものや緊急性の高い経費など、真に必要な経費及び補助金等の交付決定に伴う財源更正などを中心に編成をいたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,074万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億810万6,000円とするものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページ、3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては10ページから12ページに記載しておりますのであわせてご参照願います。

地方特例交付金につきましては、交付決定に伴い118万5,000円を減額計上するものでございます。

地方交付税につきましては、普通地方交付税といたしまして交付決定に伴い3,658万3,000円を計上するものでございます。

国庫支出金につきましては、5,852万7,000円を計上いたしております。主な内容としていたしましては、昨年10月に閣議決定されました円高・デフレ対応のための緊急経済対策を踏まえ、国の補正予算に盛り込まれました住民生活に光をそそぐ交付金及びきめ細かな交付金をそれぞれ計上いたしております。

この交付金は国の緊急経済対策の趣旨を踏まえて、住民生活に光をそそぐ交付金ではこれまで光が十分に当てられてこなかった分野、例えば地方消費者行政、DVや弱者対策の自立支援、知の地域づくりに対する取り組みを行うこととしております。

本町におきましては、地域包括支援センターにおける高齢者相談窓口PRに76万9,000円、小中学校や公民館などの施設間の図書管理システムのネットワークの構築及び図書の購入に881万2,000円、DV被害者保護に係る第三者請求による他のシステムとの連携を図るための住民情報システムの改修に100万円をそれぞれ充当するもので、合計1,058万1,000円を計上するものでございます。

また、きめ細かな交付金につきましては、地域活性化のニーズに応じてきめ細かなインフラ整備事業を実施することとしております。本町におきましては、老朽化が著しいごみ焼却施設の改修に2,465万5,000円、中学校の中庭多目的広場の改修に600万円、淡輪青少年運動広場・灰吹池運動広場の改修に109万円、早急に整備の必要がある道路整備に920万円をそ

れぞれ充当するもので、合計4,094万5,000円を計上するものでございます。

府支出金につきましては、2,696万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、補助金等の交付決定に伴い国民健康保険基盤安定負担金432万9,000円、移譲事務交付金2,524万8,000円を計上いたしております。

寄附金につきましては、小学校への指定寄附といたしまして10万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、本補正予算の財源調整といたしまして2億552万円を減額計上いたしております。

諸収入につきましては3,596万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村職員互助会の解散に伴う分配金2,242万6,000円、大阪府町村長会、町村議長会、市町村振興協会の事務局統合に伴う町村長会財政調整基金返還金838万3,000円を計上いたしております。

町債につきましては、国の補正予算に伴う補正予算債といたしまして農地防災事業債180万円、起債発行可能額の決定に伴う臨時財政対策債1億3,751万4,000円、合わせまして1億3,931万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。4ページ、5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては13ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては2,029万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、年度末に退職が見込まれることに伴う一般職退職手当1,823万6,000円。さきに歳入でご説明いたしました住民生活に光をそそぐ交付金を充当する住民情報システム改修委託料105万円を計上いたしております。

民生費につきましては908万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、補装具給付費といたしまして、障がい児、障がい者合わせまして155万3,000円。国民健康保険特別会計繰出金（基盤安定）でございますが、674万2,000円を計上いたしております。

衛生費につきましては、さきに歳入でご説明いたしましたきめ細かな交付金の充当事業といたしまして、ごみ処理施設改修工事2,465万5,000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、国の補正予算を受けて大阪府が実施主体となり南條下池改修事業を行うための大阪府土地改良事業特別賦課金187万5,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、きめ細かな交付金の充当事業といたしまして、町道改修事業として設計業務委託料及び改修工事で920万円、第二阪和国道延伸ルート決定に係る損害賠償請求事件

弁護士成功報酬138万円、合計で1,058万円を計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員退職報償金126万円、阪南岬消防組合負担金663万円、合計で789万円を計上いたしております。

教育費につきましては、1,636万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、住民生活に光をそそぐ交付金の充当事業といたしまして、図書管理ネットワーク構築事業として校内LAN配線工事、ルーター、サーバー等機械器具費及び図書購入費を合わせまして881万2,000円。きめ細かな交付金の充当事業といたしまして、中学校中庭多目的広場改修事業として設計業務委託料、改修工事を合わせまして635万9,000円を計上いたしております。

続きまして、6ページをご参照願います。第2表、繰越明許費をごらんください。

翌年度に繰り越しが見込まれる事業といたしまして、住民情報システム改修事業ほか7事業についてそれぞれごらんの金額を計上いたしております。

これらの事業はいずれも国の補正予算を財源に実施する事業となっており、その多くが、先ほどご説明させていただきました住民生活に光をそそぐ交付金及びきめ細かな交付金を活用して事業を実施するものとなっております。

最後に7ページをご参照願います。第3表、地方債補正をごらんください。

農地防災事業及び臨時財政対策債の限度額の変更を行うものでございます。農地防災事業につきましては国の補正予算を受けて南條下池の改修を実施することに伴い、起債の限度額を410万円から590万円に、臨時財政対策債におきましては起債発行可能額の決定に伴い限度額を3億1,050万円から4億4,801万4,000円にそれぞれ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 14ページの土木費ですけど、道路橋りょう費の中で部長の説明ではきめ細かな交付金の充当事業ということで報告を受けましたが、場所いうんですか、設計委託料、道路改良費、これ920万ですけど、一応、場所というたら何ですけど、そのところ説明してほしいんと、16ページの保健体育費、これもちよっと場所言っただけでなかったかなと思うんですけど、この2点、事業委員会に入ってませんので、よろしくをお願いします。

○竹内邦博議長 事業課長、家永 淳君。

○家長事業課長 ただいまの和田議員の質問にお答えいたします。

道路整備を対象としている箇所でございますが、多奈川中地区の町道谷川中線、望海坂自治区から淡輪10区への町道峯地藏山中線、それと淡輪15区の青葉台の地区内の舗装、それと淡輪地区の町道畑山線でございます。

以上です。

○竹内邦博議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 保健体育費の工事請負費でございますけども、淡輪の青少年運動広場、グラウンドの整備とハブ池のグラウンドの下水道への接続を予定しておりますのでございます。

○竹内邦博議長 ほかにございませんか。

小川日出夫君。

○小川日出夫議員 歳出のほうで13ページの財産管理費134万5,000円について、もうちょっと詳細にご説明お願いいたします。

○竹内邦博議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 小川議員の予算書13ページの財産管理費における134万5,000円の金額の内訳につきましては、修繕料として62万5,000円、機械器具費72万円、合計134万5,000円の内容でございますが、日々、この庁舎が建て40年、昭和40年に建ち、約50年弱経つわけでございますが、日々、職員の身の回りの庁舎の維持管理については職場環境をよくするために現在努力しておりますのでございますが、このたび、4月1日から組織の見直しを図ってより一層事務処理の効率を上げようということで、まず、この補正予算の金額については、今現在、1階の食堂部分がございます。その食堂部分の一部、そこに職員組合と厚生会が入っている箇所がございます。その移転をまず考えておまして、本庁舎の隣の住民活動センターの一部の部屋にまず移設をしようということで、今回、修繕料として62万5,000円、機械

器具費としてクーラー設備を行うため、この予算を計上したものでございます。

以上です。

○竹内邦博議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程2、議案第5号、「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事、岡本 茂君。

○岡本住民福祉部理事 それでは、日程2、議案第5号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件につきましての概要につきましてご説明いたします。

今回の補正予算の内容としましては、後期高齢者支援金の決定したことにより補正を行うものであります。

補正予算の内容につきましてご説明いたします。補正予算書1ページをご参照願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,498万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをあわせてご参照願います。

国民健康保険料としまして652万円を減額補正するものでございます。内訳としまして、医療費給付費分現年度分としまして674万2,000円を減額し、後期高齢者支援金分現年度

分としまして22万2,000円の増額するものでございます。内容としまして後期高齢者支援金の決定に伴い、その財源に充てるものでございます。

次に、国庫支出金としまして18万8,000円を増額補正するものでございます。内訳としまして、後期高齢者支援金の決定に伴い、その財源に充てるため療養給付費等負担金14万9,000円及び財政調整交付金3万9,000円となっております。

次に、府支出金としまして後期高齢者支援金の決定に伴い、その財源に充てるための普通調整交付金3万円を増額補正するものであります。

次に、繰入金としまして674万2,000円を増額するものであります。内訳としまして、保険基盤安定繰入金軽減分としまして528万8,000円と支援分145万4,000円となっております。内容としまして、基盤安定負担金の決定に伴うものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書の3ページを、詳細につきましては7ページをあわせてご参照願います。

保険給付費につきましては、保険基盤安定の決定に伴う財源更正に使うものであります。

次に、後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者支援金納付金の確定によるもので44万円の増額補正であります。

以上が、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）の

件については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程3、議案第6号、「平成22年度岬町水道事業会計補正予算(第4次)」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 日程3、議案第6号、平成22年度岬町水道事業会計補正予算(第4次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、去る2月4日午後、大阪府発注の大川高潮対策工事におきまして深日、千歳橋に橋架しております水道本管を誤って破損し漏水する事故が発生したものでございます。この復旧に係ります経費並びに決算見込みによります消費税及び地方消費税を補正するものでございます。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

まず、収益的収入予算の概要につきましてご説明させていただきます。なお、詳細につきましては3ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

第2条上段の表をご参照ください。収入予算の総額に173万6,000円を増額し、収益的収入予算の総額を5億8,580万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、営業外収益といたしまして、先ほどご説明いたしました水道本管破損に伴う損害賠償金となっております。

次に、支出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

1ページ、第2条下段の表をご参照ください。なお、詳細につきましては3ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

収益的支出予算の総額に544万円を増額し、収益的支出予算の総額を5億8,885万5,000円とするものでございます。内容につきましては、営業費用といたしまして水道本管破損に伴う修繕費139万9,000円及び職員の超過勤務手当4万1,000円、合計144万円を増額計上するものでございます。

次に、営業外費用につきましては、決算見込みにより消費税及び地方消費税400万円を増額計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この3ページの水道の破損ですけど、当日、難しかったのかなと思うんですけど、ちろちろと出てるような水でとまるのかな、出るのかなというようなことがありましたんで難しかったんやろうと思うんですがね、このときの対策というんですか、住民にとっては午後からだったと思うんですけど、5時過ぎから水がほとんど出なくなったということで、なぜこういうときに水道がこういう事故でこういうふうになったとかいう放送ですけどね、放送が何時ごろになって、どういうふうになると、何時ごろにはできるとか、工事が終了するとか、そういうような放送はできないものか。その点、1点、放送できるかできないか。できればしていただきたいと思いますが、その点、よろしく。

○竹内邦博議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 和田議員ご指摘の水道突発事故に伴う広報の件でございますが、当日を振り返りますと午後2時ごろ突発事故が発生いたしました。

千歳橋に橋架してる管を破損させたことによって深日会館及び中学校周辺までの広い範囲にわたって水圧低下が発生しておりました。

我々もその復旧方法について簡易な復旧方法でできるのか、本格的に夜間にその地区全体を断水させてできるものか非常に苦慮いたしました。

結果的には、水圧低下の状況で場所的には北出地区のほうに一部高いところがございますので、その方につきましてはポリタンクで給水した状況でございます。

夕方、各家庭が水を必要とする時期に間に合うかという決断ができたのが4時半ごろになりました。その結果、バルブの調整も含めて当日は仮復旧ということで約7時ごろに復旧させていただきました。その際に、今、苦情がありましたように、見込みがわかれば広報がはっきり事前にできた状態ですが、広報のおくれ、それによりまして今の苦情が発生したことと思います。

この辺はちょっとご理解願いたいのは、復旧の時間が確実に決まれば我々も断水の広報はさせていただくんですが、その辺ちょっと見込みが立ちにくい状況でございましたので、7時ごろには復旧したのですが、そのあたり、夕食の時間にかかる、そのような時期に断水と広報しますと、現在、少しでも出ている家庭の方がくみ置きしたいということで一斉に出しますと完全に断水するという状態も考えられましたので、今後、復旧方法については確定した時点で十分な広報をしていきたいと考えておりますので、今回の件はご理解願いたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

出口 實君。

○出口 實議員 今の損害賠償金で、その詳細のほうはどういうふうになっております。よろしくをお願いします。

○竹内邦博議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 先ほど説明しましたように、損害賠償金としては総額173万6,000円の増額となっております。

それにかかる費用、町の費用といたしましては、仮復旧にかかる分が、仮復旧が39万3,000円、本復旧100万6,000円、合計139万9,000円という金額になっております。あとは、超過勤務、夜間に職員が出ておりますので4万1,000円が出ております。

あと、水の代金といたしまして19万円の収入がございます。これにかかる費用につきましては、損害賠償にかかっては役場の職員が昼間、他の業務をとめて働いていることもございますので、そのあたりも損害賠償金としては請求しておりますが、我々も賃金を払っている状況でございまして、夜間の超勤の分だけが費用として発生しました。

また、あと、この漏水した水をつくるための費用といたしましては、この系統については孝子のダムから系統しておりますので、この人件費とか薬品の増加費については現有の予算で計上されております。賄うことができますので、こちらの費用については計上しておりません。

以上でございます。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

出口 實君。

○出口 實議員 今の説明ですけれども、昼間の部分に関しては当然、普通の作業でできるということですが、その他の業務にいろんな支障がなかったんですかな、昼間の業務に関して。

○竹内邦博議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 出口議員ご指摘の昼間の業務については、管理職も含め対応させていただいております。

それで、ちょっと説明不足になりましたが、それにかかる費用については賠償金として我々としては請求しておりますが、実際に支払う業務につきましては夜間に作業した管理職以外のものの分を計上ということで4万1,000円を計上しました。

したがって、損害賠償については我々の業務がとまった分、その分をいただくということで、業務にはやっぱり支障になっております。

以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第4次）の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 お諮りします。

日程4、「平成23年度当初予算に関する説明」から日程16、議案第18号、「平成23年度岬町水道事業会計予算の件」までの13件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、日程4から日程16、議案第18号までの13件を一括議題にすることに決定しました。

平成23年度当初予算に関する説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、平成23年度当初予算に関する説明及び日程5、議案第7号、平成23年度岬町一般会計予算の件から日程16、議案第18号、平成23年度岬町水道事業会計予算の件まで、あわせて13件の提案の説明をさせていただきます。長時間になると思いますが、よろしくお願いいたします。

それではまず、平成23年度岬町一般会計予算の件についてご説明いたします。予算書2ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ65億4,400万円を計上いたしております。対前年度比6.9%の増となっております。

なお、平成23年度予算では、消防庁舎・防災行政無線整備事業に係る借換債の発行に伴い歳入歳出にそれぞれ6,520万円を計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は5.8%の増となっております。

また、一般会計予算には国と大阪府、合わせて3億9,206万6,000円の受託事業を計上いたしております。平成22年度には同じく1億4,031万6,000円を計上いたしておりましたので、さきの借換債と併せまして受託事業経費を除くと、財政規模は対前年度比1.7%の増となっております。

第2条は債務負担行為の定めでございます。事項、期間及び限度額は予算書10ページ、第2表債務負担行為に掲げております。債務負担行為設定事項は退職手当（分割支給）ほか3事業となっております。

第3条の地方債につきましては予算書11ページ、第3表地方債に掲げております。町道整備事業ほか4事業につきましては事業ごとに地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を20億円と定めております。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書13ページ、14ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

款1、町税につきましては22億5,850万円を計上いたしております。世界的な経済不況からいまだ景気回復が本格軌道には至っておらないことから、個人町民税の減少などにより対前年度2,737万5,000円減額となっております。

款2、地方譲与税から款9、地方特例交付金までの各種譲与税・交付金につきましては3億2,207万3,000円を計上いたしております。平成22年度の収入見込み及び平成23年度の地方財政計画などを踏まえ、対前年度311万1,000円の増額となっております。

款10、地方交付税につきましては、本町の税收等の状況及び地方財政計画を踏まえ、対前年度500万円減額の17億2,000万円を計上いたしております。内訳といたしましては、普通地方交付税15億4,000万円、特別地方交付税が1億8,000万円となっております。

款11、交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と同額の400万円を計上いたしております。

款12、分担金及び負担金につきましては、学校給食保護者負担金の減少などにより、対前年度306万1,000円減額の1億1,124万5,000円を計上いたしております。

款13、使用料及び手数料につきましては、町有地使用料の増加などにより、対前年度2,086万5,000円増額の1億835万9,000円を計上いたしております。

款14、国庫支出金につきましては、子ども手当国庫負担金の増加により、対前年度5,083万1,000円増額の4億1,752万8,000円を計上いたしております。

款15、府支出金につきましては、指定統計調査委託金の減少などにより、対前年度923万3,000円減額の3億7,514万4,000円を計上いたしております。

款16、財産収入につきましては、町有地売払収入の増加により、対前年度3,371万8,000円増額の3,555万3,000円を計上いたしております。

款17、寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい寄附金の増加により、対前年度34万3,000円増額の208万円を計上いたしております。

款18、繰入金につきましては、対前年度1億274万8,000円減額の1億7,499万9,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金1億5,000万円、桜の会・平成の通り抜け桜管理経費に充当するための多奈川地区多目的公園管理基金繰入金133万円、大阪マリンフェスティバルなど地域活性化事業に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金195万4,000円のほか、介護保険特別会計（保険事業勘定）繰入金に充当するための介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰入金186万7,000円、淡輪小学校図書室の整備に充当するための淡輪財産区特別会計繰入金256万7,000円。また、深日財産区につきましては橋りょう整備に1,291万7,000円。林道棟合線改修に84万円、深日小学校理科室の整備に3

52万4,000円、合計で1,728万1,000円を計上いたしております。

款20、諸収入につきましては、関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整備受託事業収入の増加などにより、対前年度2億3,494万9,000円増額の4億5,504万9,000円を計上いたしております。

款21、町債につきましては5億5,920万円を計上いたしております。臨時財政対策債や町道整備事業債の増加により対前年度2億2,360万円の増額となっております。なお、借換債を除く対前年度は1億5,840万円の増額となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書15ページをごらんください。なお、詳細につきましては33ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、議会費につきましては、議員共済組合負担金の増加により、対前年度3,085万8,000円増額の1億3,833万9,000円を計上いたしております。

款2、総務費につきましては、集会所整備事業や固定資産評価替経費の減少などにより、対前年度2,291万円減額の7億1,210万円を計上いたしております。厳しい雇用失業情勢に対応するため、前年度に引き続き緊急雇用創出事業を計上するほか、外国人住民を住民基本台帳法の適用とする法改正に伴うシステム改修費を新たに計上いたしております。

款3、民生費につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合負担金や障害福祉サービスに係る扶助費の増加などにより、対前年度6,752万7,000円増額の19億7,198万7,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、多奈川小学校において多奈川保育所を併設するための整備事業費を新たに計上するほか、乳幼児通院医療費助成事業に係る対象年齢を従来の4歳未満から就学前へと2歳引き上げに要する経費を計上いたしております。

款4、衛生費につきましては、新規施策といたしまして、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに係る予防接種経費を新たに計上したことや、し尿処理施設修繕料の増加などにより、対前年度1,483万7,000円増額の5億8,226万7,000円を計上いたしております。

款6、農林水産業費につきましては、大阪府土地改良事業特別賦課金の減少などにより、対前年度367万8,000円減額の3,504万9,000円を計上いたしております。

款7、商工費につきましては、地方消費者行政活性化基金事業の減少などにより、対前年度85万円減額の3,216万5,000円を計上いたしております。

款8、土木費につきましては、大阪府受託事業の関西国際空港二期事業に係る土砂採取跡地整

備事業の増加などにより、対前年度3億3,136万7,000円増額の10億4,212万5,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、町道岬海岸番川線整備事業のほか、住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画の策定経費を計上いたしております。

款9、消防費につきましては、阪南岬消防組合負担金の増加などにより、対前年度2,195万円増額の3億4,939万3,000円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、消防団に配備しております消防ポンプ自動車の更新を行うものでございます。

款10、教育費につきましては、職員給与費や幼稚園就園奨励補助金の減少などにより、対前年度1,881万円減額の4億4,755万4,000円を計上いたしております。学校耐震補強事業におきましては、小学校普通教室棟の残る2棟に係る耐震第2次診断経費を計上するほか、防災計画で緊急避難所として位置づけられております町民体育館につきましては平成22年度に耐震第2次診断を実施しましたが、平成23年度は耐震補強事業の実施設計費を計上いたしております。

款12、公債費につきましては、借換債の発行に伴う償還金が増加するものの、通常分の元利償還金の減少により、対前年度911万円減額の12億1,184万3,000円を計上いたしております。なお、借換債を除く対前年度は7,431万円の減額となっております。

款13、諸支出金につきましては、多奈川地区多目的公園管理基金などの基金積立金の増加により、対前年度881万9,000円増額の1,618万2,000円を計上いたしております。

款15、予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町一般会計予算でございます。

次に、平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書110ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ836万5,000円を計上いたしており、対前年度比4.8%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書114ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては116ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、諸収入につきましては、貸付対象者からの貸付元利収入といたしまして、対前年度4,000円減額の757万1,000円を計上いたしております。

款2、府支出金につきましては、住宅新築資金等貸付事業府補助金といたしまして、対前年度41万5,000円減額の79万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書115ページをごらんください。なお、詳細につきましては117ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、住宅新築資金等貸付事業費につきましては、運用管理費といたしまして、対前年度5,000円減額の2万円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度1,000円増額の755万1,000円を計上いたしております。

款3、前年度繰上充用金につきましては、平成22年度財源不足見込額といたしまして、対前年度41万5,000円減額の79万4,000円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

次に、平成23年度岬町国民健康保険特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書120ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ25億8,373万2,000円を計上いたしており、対前年度比0.7%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書126ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては128ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願ください。

款1、国民健康保険料につきましては、一般被保険者保険料の増加などにより、対前年度2,767万7,000円増額の6億4,511万8,000円を計上いたしております。

款2、一部負担金につきましては、一般被保険者一部負担金などといたしまして前年度と同額の2,000円を、款3、使用料及び手数料につきましても、督促手数料といたしまして前年度と同額の1,000円をそれぞれ計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、療養給付費負担金の増加により、対前年度2,779万4,

000円増額の5億9,912万6,000円を計上いたしております。

款5、療養給付費交付金につきましては、退職者医療交付金といたしまして、対前年度1,521万9,000円減額の1億1,307万4,000円を計上いたしております。

款6、前期高齢者交付金につきましては、対前年度1,630万1,000円増額の7億1,656万9,000円を計上いたしております。

款7、府支出金につきましては、特別調整交付金の増加などにより、対前年度620万2,000円増額の1億914万6,000円を計上いたしております。

款8、共同事業交付金につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の減少などにより、対前年度7,354万5,000円減額の2億1,793万1,000円を計上いたしております。

款9、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の8万7,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度703万3,000円減額の1億8,213万4,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしまして、一般会計繰入金1億3,949万2,000円、財政基盤安定基金繰入金4,264万2,000円となっております。

款11、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、特定健康診査等受託料の減少などにより、対前年度4万円減額の54万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書127ページをごらんください。なお、詳細につきましては133ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、職員給与費の減少などにより、対前年度941万6,000円減額の4,098万1,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加などにより、対前年度5,455万3,000円増額の18億7,976万4,000円を計上いたしております。

款3、後期高齢者支援金等につきましては、対前年度1,369万5,000円増額の2億5,253万7,000円を計上いたしております。

款4、前期高齢者納付金等につきましては、対前年度29万2,000円増額の73万4,000円を計上いたしております。

款5、老人保健拠出金につきましては、老人保健医療費拠出金の減少などにより、対前年度469万2,000円減額の1万7,000円を計上いたしております。

款6、介護納付金につきましては、対前年度550万6,000円増額の1億587万8,000円を計上いたしております。

款7、共同事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の減少などにより、対前年度7,757万8,000円減額の2億4,010万3,000円を計上いたしております。

款8、保健事業費につきましては、対前年度22万3,000円減額の3,163万1,000円を計上いたしております。主な事業といたしましては、平成20年度から実施しております特定検診、特定保健指導のほか、がん検診等受診者のうち国保被保険者に係る事業費の支援や、ジェネリック医薬品への変動勧奨などを通じまして医療費の適正化を図る事業を引き続き実施するものでございます。

款9、基金積立金につきましては、財政基盤安定基金積立金といたしまして8万7,000円を、款10、公債費につきましては、一時借入金といたしまして100万円を、款11、諸支出金につきましては、一般被保険者保険料還付金などといたしまして100万円を、款12、予備費につきましては3,000万円を、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町国民健康保険特別会計予算でございます。

次に、平成23年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件につきましてご説明いたします。本会計は、原則75歳以上の高齢者を対象とした医療制度の創設に伴い、平成20年度に特別会計を設置されたものでございます。予算書150ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ2億2,889万4,000円を計上いたしております。対前年度比6.4%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の154ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては156ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度1,336万6,000円増額の1億7,889万5,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度35万5,000円増額の4,999万6,000円を計上いたしております。

款6、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書155ページをごらんください。なお、詳細につきましては158ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、一般管理経費の減少などにより、対前年度134万7,000円減額の412万6,000円を計上いたしております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度1,471万8,000円増額の2億2,421万8,000円を計上いたしております。

款3、諸支出金につきましては、保険料還付金といたしまして、対前年度35万円増額の45万円を計上いたしております。

款4、予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

次に、平成23年度岬町下水道事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書161ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ5億7,674万6,000円を計上いたしております。対前年度比17.4%の減となっております。

第2条の地方債につきましては、予算書164ページ、第2表地方債に掲げております。下水道事業について地方債の限度額、起債の方法等を定めております。

第3条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を5億円と定めております。

第4条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の166ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては168ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度916万8,000円増額の2億9,782万6,000円を計上いたしております。

款2、町債につきましては、公共下水道事業債の減少などにより、対前年度7,410万円減額の1億4,340万円を計上いたしております。

款3、国庫支出金につきましては、公共下水道事業補助金といたしまして、対前年度1,000万円減額の1,500万円を計上いたしております。

款4、諸収入につきましては、第二阪和国道工事関連公共下水道復旧事業補償金の減少などにより、対前年度5,520万1,000円減額の63万9,000円を計上いたしております。

款5、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料などといたしまして、対前年度607万4,000円増額の1億1,424万8,000円を計上いたしております。

款6、分担金及び負担金につきましては、受益者負担金といたしまして、対前年度225万4,000円増額の563万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書167ページをごらんください。なお、詳細につきましては170ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、職員給与費の増加などにより、対前年度465万6,000円増額の1億350万8,000円を計上いたしております。

款2、事業費につきましては、第二阪和国道工事関連公共下水道復旧事業の減少などにより、対前年度1億3,020万4,000円減額の9,136万2,000円を計上いたしております。事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費301万4,000円、公共下水道事業費8,834万8,000円となっております。

款3、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度374万3,000円増額の3億8,187万6,000円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町下水道事業特別会計予算でございます。

次に、平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書184ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,036万1,000円を計上いたしており、対前年度比13.3%の減となっております。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の188ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては190ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度144万1,000円減額の820万2,000円を計上いたしております。

款2、使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料などといたしまして、対前年度29万7,000円減額の173万8,000円を計上いたしております。

款3、分担金及び負担金につきましては、排水処理施設分担金といたしまして、対前年度15万2,000円増額の42万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。予算書189ページをごらんください。なお、詳細につきましては191ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、維持管理経費といたしまして、対前年度208万9,000円減額の563万8,000円を計上いたしております。

款2、公債費につきましては、地方債元利償還金といたしまして、対前年度50万3,000円増額の472万3,000円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

続きまして、平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。予算書の196ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ14億8,141万1,000円を計上いたしており、対前年度比6.0%の減となっております。

第2条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を2億円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用についての定めでございます。

続きまして、事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書202ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。詳細につきましては204ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして、対前年度1,845万5,000円減額の2億7,323万9,000円を計上いたしております。

款2、分担金及び負担金につきましては、泉南市、阪南市との2市1町で共同設置しております介護認定審査会の事務局が平成22年度から平成24年度までの3年間、本町が担当していることに伴いまして、2市から認定審査会負担金として、対前年度242万2,000円増額の3,001万7,000円を計上いたしております。

款3、使用料及び手数料につきましては、督促手数料といたしまして、対前年度1万8,000円減額の2万6,000円を計上いたしております。

款4、国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の減少などにより、対前年度1,812万7,000円減額の3億3,341万5,000円を計上いたしております。

款5、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の減少などにより、対前年度3,119万3,000円減額の4億1,071万5,000円を計上いたしております。

款6、府支出金につきましては、介護給付費負担金の減少などにより、対前年度1,990万5,000円減額の1億9,742万5,000円を計上いたしております。

款8、財産収入につきましては、基金預金利子といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款10、繰入金につきましては、対前年度982万1,000円減額の2億3,633万7,000円を計上いたしております。繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金2億3,207万2,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金426万5,000円となっております。

款11、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の10万円を計上いたしております。

款12、諸収入につきましては、介護保険料延滞金などといたしまして、対前年度9万1,000円減額の13万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の203ページをごらんください。なお、詳細につきましては209ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、総務費につきましては、介護認定審査会経費の増加などにより、対前年度458万8,000円増額の8,584万8,000円を計上いたしております。

款2、保険給付費につきましては、施設介護サービス給付費の減少などにより、対前年度1億717万7,000円減額の13億5,950万8,000円を計上いたしております。

款4、地域支援事業費につきましては、職員給与費の増加などにより、対前年度740万1,000円増額の3,345万5,000円を計上いたしております。

款6、公債費につきましては、一時借入金利子といたしまして50万円を、款7、諸支出金につきましては、介護保険料償還金といたしまして10万円を、款8、予備費につきましては200万円をそれぞれ前年度と同額を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

次に、平成23年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件につきましてご説明いたします。予算書227ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ1,574万8,000円を計上いたしており、対前年度比7.8%の減となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の231ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては233ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、サービス収入につきましては、国保連合会から支払われる介護報酬などいたしまして、対前年度136万2,000円減額の1,474万8,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度3万6,000円増額の100万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。予算書の232ページをごらんください。詳細につきましては234ページに記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、事業費につきましては、居宅予防サービス等事業費といたしまして、対前年度132万6,000円減額の1,574万8,000円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

次に、平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書236ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ3,068万7,000円を計上いたしており、対前年度比170.3%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の240ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては242ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付収入の増加などにより、対前年度95万3,000円増額の399万1,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、対前年度726万3,000円減額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子といたしまして、前年度の同額の1,000円を計上

いたしております。

款4、繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度2,564万4,000円増額の2,669万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書241ページをごらんください。なお、詳細につきましては244ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の増加などにより、対前年度1,686万2,000円増額の2,650万8,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度297万2,000円増額の317万9,000円を計上いたしております。一般会計繰出金の内容といたしましては、淡輪小学校図書室の整備を行うために256万7,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、対前年度50万円減額の100万円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算でございます。

次に、平成23年度岬町深日財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の248ページをごらんください。

第1条の予算総額として、歳入歳出それぞれ3,945万7,000円を計上いたしており、対前年度比67.6%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の252ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては254ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、土地貸付収入の減少などにより、対前年度137万4,000円減額の2,216万8,000円を計上いたしております。

款2、繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして、前年度と同額の1,000円を計上いたしております。

款3、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、対前年度1,000円増額の7,000円を計上いたしております。

款4、繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度皆増の1,728万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。予算書253ページをごらんください。なお、詳細につきましては256ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の減少などにより、対前年度152万8,000円減額の666万3,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計操出金といたしまして、対前年度1,793万6,000増額の3,179万4,000円を計上いたしております。一般会計操出金の内容といたしましては、橋りょう整備に1,291万7,000円、林道棟合線改修に84万円、深日小学校理科室の整備に352万4,000円、合計で1,728万1,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、対前年度50万円減額の100万円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町深日財産区特別会計予算でございます。

次に、平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の260ページをごらんください。

第1条の予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ2,184万6,000円を計上しております。対前年度比40.7%の増となっております。

事項別明細書により予算の概要を説明させていただきます。予算書の264ページをごらんください。

歳入予算の概要を説明させていただきます。なお、詳細につきましては266ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の増加などにより、対前年度28万円増額の183万2,000円を計上いたしております。

款2、諸収入につきましては、預金利子などといたしまして、前年度と同額の2,000円を計上いたしております。

款3、繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度604万3,000円増額の2,001万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。予算書265ページをごらんください。なお、詳細につきましては268ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照ください。

款1、財産費につきましては、財産区有財産に係る維持管理経費の増加などにより、対前年度

139万6,000円増額の1,262万4,000円を計上いたしております。

款2、諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金といたしまして、対前年度542万7,000円増額の822万2,000円を計上いたしております。

款3、予備費につきましては、対前年度50万円減額の100万円を計上いたしております。

以上が平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算でございます。

最後に、平成23年度岬町水道事業会計予算の件につきましてご説明いたします。予算書の272ページをご参照願います。

第2条の平成23年度の業務の予定量につきましては、給水戸数8,200戸、年間総給水量208万立方メートル、1日平均給水量5,699立方メートルを予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益5億8,067万6,000円、事業費5億8,175万6,000円を計上いたしております。

予算書273ページをご参照願います。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入4,970万1,000円、資本的支出2億3,555万5,000円を計上いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億8,585万4,000円につきましては、過年分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。予算書の274ページをご参照願います。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額を流用できる項目を設定しております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第9条では、たな卸資産の購入限度額を、第10条では、配水管整備事業の施工により取得する資産の予定額をそれぞれ定めております。

以上、平成23年度一般会計予算のほか11会計予算の概要につきましてご説明させていただきました。

本件につきましては、後日開催が予定されております各常任委員会に付託されるものと存じますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、それぞれ、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 160ページの下水道事業で、また今年になって予算額が減っていると。あまり地区のことは言えないんですが、多奈川地区といたしまして、淡輪、深日の事業は進んでいると。多奈川がいつになったらできるのかということで、ちょっと地区のことを言って悪いんですが、これを見ますと、なぜ国庫支出金が減ってくるのか。

それと、財政難っていうことはわかるんですけども、町債も減ってるということで、国庫支出金がなぜ減ってるのかという1点と、もう1点は、使用料、手数料ってあるんですけど、これは工事をしていくからふえていってるので、いつも言ってるんですけど、事業のできたところは使用していただくように住民にお願いして接続していただいて使用料を上げていくというようなことがあると思うんですが、この接続していく、今、事業をしてあんまり細かいこと言うとわかりませんが、大体、町長言われたように70%の普及と言ってましたが、これについて全体のどのぐらいがもう使用していただいているのか、その点、わからなかったらまた後でも結構ですが、とりあえず国庫支出金とこの接続している70%に対して何%がまだ接続してないとか、それがわかりましたら、この2点よろしくお願いします。

○竹内邦博議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 和田議員ご質問の、まず第1点目の多奈川地区の整備状況の話ですけども、現在、認可区域を打っております区域につきましては、残り1区間といたしましては深日地区と役場周辺が残っております。

その中で、今後、認可拡大を行うには、先ほどと関連するんですが、国費、当然いただく予定ではございますが、それに伴う町負担の単費というのが当然必要になってきます。したがって、事業量をふやしますと、当然、町の持ち出しの単独費用がふえるという状況になっております。

この多奈川地区のあと、見込みとなりますと、今後、認可拡大を順次行っていくことになるんですけども、現在、認可をいただいている区間については町負担の軽減を図るために事業量自身を少しずつ落としております。その結果、先ほど言います国庫補助金も減る、当然、町の工

事に発注した起債も減るといような状況に至っております。

それと2点目の、使用料、手数料の件とあわせて水洗化率の問題でございますが、現在、供用できる区間については約73%の供用ができることになっております。その中で、現在、水洗化率については約70%という状況でございます。

今、議員ご指摘の、今後つないでいく場所についての水洗化率については旧集落が多く含まれておりますので、水洗化率については若干下がってくるかなというように見込みでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 財政がないということで国庫支出金も落ちてくるんやろなどはわかってるんですけどね、こない大きく落ちますと、昨年から言うともた1,000万落ちてるんかな。

こうして落ちていくと、なかなか多奈川まで来ないんじゃないかというように思われますので、できるだけ頑張って、財政ないんはわかってるんですけども、少しでも前へ進めていただけるように、多奈川の住民は待てるということだけ頭に置いてほしいと思います。

以上でございます。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

小川日出夫君。

○小川日出夫議員 60ページの節15の件について、審査する厚生委員会に多奈川小学校の設計図及び再開する場合と統合した場合の費用の提出を求めておきたいと思います。

続きまして、22年度に私が申し上げたのは、1年間先延ばして多奈川小学校で改装してから移転するという選択肢はないかという質問をいたしました。この件は厚生委員会でまた発表させていただきます。

もう1点、14ページの町債5億5,900万円、歳入の中で歳出ができれば町債は不要ではないか。町債とはすなわち町の借金であり、町長はよく議員当時に、町債は将来の住民への負担を先送りするだけのものであるとよく発言されておりました。私はそのとおりで思っておりました。

今回、この5億5,900万円の町債発行について一つ答弁をお願いします。

○竹内邦博議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 小川議員の質問でございますが、町債の項目におきまして重なるところがあるかわかりませんが、先ほど町債につきましては、小川議員が言われるように予算書のとおり5億5,920万円を計上いたしております。

その内訳の中で、臨時財政対策債や町道整備事業債などの増加によりまして、前年度から2億2,360万円の増額となっております。

実際として借換債を除く対前年度は、先ほど申しましたように1億5,840万円の増額ということになっており、事業の執行に当たりそういう処置をしたところでございます。

以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 質問というより、私も資料の提出をお願いしたいわけでありまして、先ほどの小川議員にも関連しますけれども、予算書の59ページ、児童福祉施設費、2番の給料、一般職員27人分として1億1,512万5,000円ですね。その下の7番に賃金、臨時職員賃金7,485万7,000円という高額な金額が入ってますが、これでは、各3保育所においてどういう内訳になってるのかよくわかりませんので、各3保育所で正保育士、臨時保育士が各クラスごとにどう配置をされるのか、それに伴って人数ごとの給料の内訳をつけた資料の提出をお願いしたいと思います。

以上ですが、お願いします。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 総務文教委員じゃありませんので総務文教の常任委員会は傍聴しますけども、3点ほど質問しときます。

まず1点が、33ページの4の共済費、これ議員共済組合負担金が4,008万6,000円とあります。これは前年に比べたら相当なプラスになっております。3,100万ほどプラスになってますんで、その辺の理由と、2点目は39ページの交通安全対策で駐輪場の借り上げがありますが、これはずっと続くんじゃないか思うんです。これについて、土地を町として購入するような交渉とか、そういう考えはどうされてるんか、その辺を聞きたい点と、も1点は、84ページの備品購入で消防ポンプ自動車購入費とありますが、この辺の購入の詳細について傍聴しておりますので、委員会で回答をお願いします。

以上です。

○竹内邦博議長 委員会での回答ですか、それともここで。

○鍛冶末雄議員 傍聴で出ますので、そのときにお願いします。

総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 鍛冶議員の、先ほど消防ポンプ自動車購入費、予算書の84ページでございますが、今現在、消防ポンプ車が各消防分団に配属されてるポンプ車の定期的更新を一応予算と十分照らし合わせながら団と協議する中で、今回、購入するのは、淡輪分団に配車予定のポンプ自動車でございます。

以上です。

○竹内邦博議長 秘書人事課長、保井太郎君。

○保井秘書人事課長 先ほどの鍛冶議員の33ページの資料は委員会でもよろしいですか。

○竹内邦博議長 鍛冶議員、ページ33については委員会のほうでということでもよろしいですか。

○鍛冶末雄議員 こういうのは時間がかかりますんで、できるだけ短縮して、スムーズに進めたいという思いで要望しておりますので、委員会で結構です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号、平成23年度岬町一般会計予算の件から議案第18号、平成23年度岬町水道事業会計予算の件までの12件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件についてはそれぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

再開は13時ジャストでございます。よろしく申し上げます。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案に入る前に、都市整備部上下水道部担当理事、末原光喜君より、午前中の議案第6号、平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第4次）の件のページ3で修正があるとのことですので、発言を認めます。都市整備部上下水道部担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道部担当理事 議長のお許しを得ましたので訂正をさせていただきます。

議案第6号の参考資料の3ページ、最終ページになるのですが、ここの補足説明の資料中、収益的支出の2、事業費に係る補正予算予定額が58万3,415円となっておりますが、集計違いで544万円並びに修正額が5億8,885万5,000円となります。訂正並びおわび申し上げます。

この資料につきましては、両面コピーになっておりますので、この議事が終わりましたら事務局のほうで差しかえさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。大変失礼しました。

○竹内邦博議長 それでは、日程17、議案第19号、「町道路線の認定の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程17、議案第19号、町道路線の認定の件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定を行う必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、裏面の新規町道認定調書と別紙A3町道道路認定図A3部分の別紙できょうお配りさせていただいてる部分でございますが、それをごらんいただきたいと思います。

路線番号1214、路線名、別所墓地線、認定図では黄色の路線でございまして、路線の起点といたしましては淡輪1675番地、終点は淡輪2454番地3、延長は586メートルでございます。

この路線につきましては、別所付近の町道峯地藏線から第2阪和国道の高架沿いに番川を超えて淡輪火葬場への進入路の町道淡輪受水場墓地線に至る路線でございます。

続きまして、路線番号1215、路線名、別所番川1号線、認定図では青色の路線で示しております。路線の起点といたしましては淡輪2374番地の2、終点は淡輪5617番地の2、延長は45メートルでございます。

続きまして、路線番号1216、路線名、別所番川2号線、認定図では緑色の路線でござい

して、路線の起点としましては淡輪5616番地18、終点は淡輪5616番地18、延長は35メートルでございます。

この2路線につきましては、第二阪和国道の高架沿いに別所付近から番川に至る路線でございます。

この新規3路線につきましては、第二阪和国道の建設により分断された既存町道等を新たに接続するなど、第二阪和国道の建設前の土地や町道の機能を復旧するため、原因者である国におきまして平成23年度に整備される予定でございます。

完成後は本町は移管を受け、町道として管理していくことになるため、道路法の規定に基づき町道として路線を認定する必要があるものでございます。

本件につきましては、事業常任委員会に付託の予定とお聞きしております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております町道路線の認定の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程18、議案第20号「岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件」

を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 日程18、議案第20号、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件についてご説明させていただきます。

提案理由としましては、岬町健康ふれあいセンターの管理運営業務につきまして、平成18年4月1日から株式会社アクアテックを指定管理者として指定しているところですが、その指定期間がこの3月末をもって終了いたします。それに伴い、平成23年4月から7月末までの期間、現行の指定管理者を指定する件について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる施設は岬町健康ふれあいセンター、所在地、岬町多奈川谷川495番地の1であります。指定管理者の名称は、住所、大阪市福島区福島6丁目8番16号、株式会社アクアテック、代表は泉本憲人でございます。指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成23年7月31日までであります。

今回の指定管理者の指定につきましては、2月臨時議会において改正を行いまして、条例第5条のその他公募を行わないことに合理的理由があるときは第2条の規定による公募によらず候補者を選定できるという規定を適用し、また、同条例、施行規則第5条の公募によらない合理的な理由の第3号、現にその管理の委託を行っている公の施設にあつては、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できることを適用するものであります。

今回、指定管理をします株式会社アクアテックは、過去5カ年の指定管理者としての運営管理実績から最も安定した行政サービスの提供ができ、円滑な施設の管理運営が図れるものと考え指定するものでございます。

なお、8月以降の指定管理者の指定につきましての途中経過ですけれども、2月22日までの期間で公募を行いまして2社の応募がありました。今後、3月10日のプレゼンテーション、3月末及び4月に開催予定の選定委員会で選定作業を進めていくものとし、その結果に基づいて8月以降の指定管理について6月議会に案件として上程する予定としております。

以上、岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件について概要を説明させていただきました。

なお、本議案につきましては厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定の件については会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程19、議案第21号、「工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事（24-6）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程19、議案第21号、工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事（24-6）」についてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、本工事は現在施工中でございますが、工事内容の一部変更により契約金額の変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事につきましては、平成22年9月22日議決に係る公共下水道汚水管理設工事（24-6）の請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結するものでございます。

契約金額といたしましては、変更前5,250万円、うち消費税及び地方消費税の額250万円を、変更後5,433万6,450円、うち消費税及び地方消費税の額258万7,450

円に変更するものでございます。

契約の相手方は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役芳山龍二でございます。

変更の工事概要等につきましては、別紙資料番号1をご参照ください。表面には工事概要、裏面には施工箇所となっております。

変更工事内容といたしましては、工事延長545.4メートルを578.3メートルに、32.9メートルの延長でございます。また、本管布設工の汚水流下管、口径200パイの延長528メートルを559.2メートルに、31.2メートルの延長でございます。及びマンホール設置工23カ所を26カ所に、並びに汚水管、汚水升起りつけ管工一式等を変更するものでございます。

裏面の施工箇所図で太い黒線の部分が当初工事施工箇所でございます、赤色の部分が追加工事施工箇所となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 変更については、箇所図も示していただいて、あと延長等についても今ご説明いただいたところなんですけれども、一定の調査などをされた上で計画を立てて事業が行われることでありましょうから、追加して工事が必要になったという、その理由の説明をお聞きしておきたいと思います。

○竹内邦博議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 中原議員ご指摘の工事内容の変更の理由でございます。

先ほど議員から指摘ありましたように、事前に調査をして最適な場所に下水道管並び宅地の引込み用の升を設置ということで設計しております。

今回の設計変更につきましては、主な理由といたしまして、公共升の設置箇所が当初設計では家屋の水回りを考慮しておりました。その結果、最終的には工事施工に当たり家屋の所有者または地権者に現地確認を行ったところ、2軒におきまして汚水升の設置位置を変更する必要が生じたことに伴いまして汚水本管を新たに埋設したものでございます。これが3カ所、赤色を塗っている延長伸びた真ん中の理由でございます。

あと、一番上に当たるところで延長が伸びておりますのは、これは国庫補助金に係る予定額、ここが少し追加を必要としましたので延長を延ばさせていただきました。

あとは、舗装の復旧に当たり、道路管理者等の立ち会いを行うことによりまして面積が160平米程度ふえましたので、この部分が追加となりました。

以上でございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、3つの事柄をおっしゃられたかなと思うんですけども、まず1点目ですが、汚水升の位置の変更が生じたという説明がありました。これは、2軒についてとおっしゃいましたかね。

ちょっと私、はっきり記憶しておりませんので、そういう状態で申し上げるのもどうかという気もするんですが、以前も同じようなことがあったように記憶しているんですね。事前に調査も行った上で計画を立てたということでありましたが、実際に調査をし、その周辺の住宅の方にいるいろいろ問い合わせをしたところ汚水升の位置の変更が生じることになったという説明を受けたことが以前にもあったように記憶してあります。

そういうことが一度ありながら、また今回同じようなことが起こっているのかなというふうに感じるんですけども、どうしてそういうことが繰り返し生じるのか、そのあたりについてお聞きしておきたいと思います。

それから、ちょっと2点目におっしゃられた国庫補助金がどうかという説明がよくわかりませんでしたので、もう一度説明をいただきたいのと、3点目もちょっとよくわからなくて、もう一度お聞きしておきたいと思います。済みません、繰り返しになって申しわけないです。

○竹内邦博議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 再度説明させていただきます。

汚水升の設置箇所については事前に設計事務所を通じて、その水回り、例えばふろ、台所、トイレの位置を勘案しまして最適な場所に設計を行っております。しかしながら、先ほど言いましたように家屋の所有者の計画や土地所有者の計画があるものもございます。そのあたりを最終的には現地で確認をして、その位置の変更に係るものを行ってる状況でございます。

したがって、設計につきましてはある程度固まった状態でまとめた設計をしております、年数もたっております。経年変化もございますので、土地所有者も変わるというようなことがございますので、そのあたりについては変更が生じる、今後も一部生じる可能性がございます。

先ほど、2点目の工事延長の追加のことなんでございますが、こちらについては今回施工する

に当たって、この赤の一番上の部分なのですが、一部次年度計画している場所について補助金の枠がございましたので、その部分については先行して一部追加させていただきました。

それと、あと舗装の復旧のことで面積のふえたことを説明させていただきました。こちらについては、工事を延長することによりまして、当初設計しておりました舗装復旧の範囲もふえる。

それと、あと道路管理者の立ち会いを行いまして、今回の工事に伴う影響範囲が確定したのものにより増加となったものでございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目の説明なんですけれども、私ははっきりもう計画の段階で土地や家屋の所有者にも確認をした上で計画を立てられるものなかなというふうに思っておりましたが、そうではないということですので、改めて意向を確認したら変わることがあるということでありましたけれども、入札案件でもありますので、金額が途中で変わったり工事の内容が途中で変わったりというようなことがないように、今後も努力をしていただきたいと、この点については要望しておきたいと思います。

それから2点目の、場所の確認なんですけど、一番上とおっしゃるのは、この地図を、何と言いますか、字が読める向きで見た場合に一番上の赤い、坂を上がっていく部分のことを指しておられるわけですね。

ここが、本来であれば次年度に工事を行う範囲に入っていたけれども、枠があるのでそこを前倒しで行うという内容でよかったんですね。

うんうんと言っておられるので、それは確認できたということで結構です。ありがとうございます。

○竹内邦博議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 これで質疑終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号、工事請負契約中変更の件（公共下水道汚水管理設工事24-6）を

起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○竹内邦博議長 満場一致です。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○竹内邦博議長 日程20、議案第22号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程20、議案第22号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしまして、住民ニーズに的確に対応するとともに、本町の行財政改革のさらなる推進と重要課題等に迅速かつ柔軟に対応する組織とするため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の趣旨でございますが、平成22年度当初におきまして特命対策課を設けまして、行財政改革、収納対策の推進、そして企業誘致について積極的に取り組んでまいりました。平成23年度からは、集中改革プランに基づきまして計画を具体的に実施する体制に組織を改編いたしまして、行財政改革をさらに推進させることが今回の条例改正の目的でございます。

主な改正ポイントでございますが、お手元の事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただけますようお願いいたします。

まず、第1条の部の設置でございます。昨年スリムにいたしました4部制を継続いたしまして、組織の改編として総務部と企画部を統合いたしまして総務企画部といたします。そして、新たに財政改革部を設けます。また、住民福祉部の名称をしあわせ創造部に名称変更するものでございます。

また、第1条第2項では特命対策課をまちづくり戦略室に改めまして、まちづくり戦略室の所管事務を第3条で改正するものでございます。旧の総務部と企画部から一部の事務を移管しまして、町長直轄として業務を遂行するものでございます。業務内容としましては、秘書に関すること、職員の人事及び給与に関すること、危機管理に関すること、地域防災及び防犯に関すること、自治振興に関すること、企業誘致に関すること、町の重要政策の推進に関することでございます。

財政改革部につきましては、財政の再建の取り組みを一元的に行うために設置するものでございます。業務内容といたしましては、第2条にお示ししておりますとおり、町財政に関すること、行政改革に関すること、徴税に関すること、収納対策に関することでございます。

しあわせ創造部につきましては、住民生活の特に近い分野ばかりでございますので、親しみのある名称としております。業務内容につきましては、変更はございません。

また、都市整備部の業務内容につきましても変更はございません。

また、各課につきましては、今後、規則で定めてまいります。災害対策本部を耐震にすぐれております水道庁舎の1階に設けてまいりたいので、水道を除く土木、建築部分を本庁1階に集約できるようにフロアの準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、この条例は平成23年4月1日から施行することとしております。この条例案は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

小川日出夫君。

○小川日出夫議員 何点か質問させていただきます。

この事務分掌条例を改正するのに当たって、先ほど補正予算のところでも触れましたが、条例を改正するのに補正予算で134万何がしを組んでおられると、そう解釈してよろしいのでしょうか。

それともう1点、本年度の当初予算でどの項目にこの条例を改正するための、すなわち引っ越し費、経費もろもろはどこに載ってるのか一つお教え願います。

○竹内邦博議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 小川議員の組織変更に伴う庁舎整備でございますが、先ほど補正予算のほうでは住民活動センターを含めた改修を行うという説明をさせていただきました。

23年度当初予算の予算の中で本庁舎改修ということで、特に教育委員会の、総務のほうですけども、教育委員会の教育長室並びに教育委員会事務局のフロアと食堂部分のフロア、1階の奥でございますが、その部分を都市整備部ということで、今現在2階にある事業並びに産業振興課を1階のほうへ持っていきまして、また下水道、水道庁舎に事業を行ってます下水道課を同じく都市整備部のワンフロアにかためるべく改修を行っていくという内容でございます。

予算書ですけども、ページ38ページ、財産管理費の中の需用費のうち、修繕料でございます。その金額の一部でございます。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 予算書のほうは38ページの節11、修繕料712万4,000円と載ってるうちの一部分ですか。内訳は、今、説明できますか。

○竹内邦博議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 七百何がしかの内訳で、23年度当初分といたしまして306万1,240円ですけども、6万2,000円ほどが予算化しております。

先ほど、移動に伴う運搬費とかいうのにつきましては、職員対応で行ってまいりたいということでございます。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 ありがとうございます。

そうしたら、この条例を改正するために補正で134万5,000円、当初予算で306万2,000円、合わせて420万円の予算をとっておられると、そういう解釈でよろしいわけでしょうか。

○竹内邦博議長 岬町長、田代 堯君。

○田代町長 補足いたします。条例を改正するためにそれだけの金が必要なのかということの問いについては、実は今回は組織の再編もありますけども、重立った今回の庁舎に係るところの整備費用というのは、まず全国町村会議で各首長がこれからの災害時におけるところの緊急体制をとるよという指導のもとで、本町のこの庁舎が対策本部を設置する場合、もし耐震化に対応できるのかということから判断をいたしまして、非常に難しいと、厳しい条件にあるということから今回、対策本部を一番耐震化のできておる消防署、今の下水道、その1階に本部を設置するということからの発想でございます。

それともう1点、なぜ都市整備を1階に持っていきのかということについては、今まで都市整

備部の中の土木建築は2階にございます。そして、下水道が現在の1階の消防跡のところに下水道を置いてますけれども、緊急時の連絡事項がなかなかうまくとれなくて、昨年の水害、いろんな状況のときに非常に苦慮したと、そういう経験から、今回、都市整備部は1個の場所にかためて、そして連携をとっていく。

さらには土木建築、そういった中で下水も含めてですけれども、どうも掘り返しては道路面をコンクリにするとという二重手間が出て非常に工事費が高くつくということから、一連的にやっついこうということからの都市整備部の中の組織の拡充という意味で今回組織の事務分掌条例を皆さん方に改正をお示ししているわけですが、そういった中で一つの問題点は、先ほど補正でお願いしました住民の今の郊外センターでありますところに、現在、1階の食堂の跡に組合事務所がございます。この組合事務所を組合の役員の方と話をさせていただいて、何とかそこを出ていただいて、新たに庁舎外で組合事務所としての活動をしていただきたいということを含めてご協力を得ましたので、そういった中から、今回、1階の奥のフロアの部分を都市整備部ということに設けますので、確かに条例を変えることについて関連はありますけれども、条例を変えるためにそれだけの金がかかるかといったら全く違っております。

今後の事業内容、さらには耐震化、そういった防災力の強化ということに対して、今回、条例とそういった組織の再編をやるというふうに理解していただきたいと思います。

以上です。

○竹内邦博議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 大変よくわかりました。

この条例を改正するためにお金が必要じゃなく、移転をしたり、耐震化のために420万円ほどは予算が要ると、そう解釈させていただきます。

ただ、私、総務文教委員会に入っておりませんので、来年であればこういう議場の場ですが、たくさん定年を迎える我々と同世代の方々がおられる。なぜ、一つ、私の考えだけですけれども、なぜ来年だったら駄目なのかなと。その考えが一つあります。

それと、昨年スリム化するために事業と水道を合併してスリム化し大変ご努力されてることは私も納得のいく、認めている案件であります。

ただ、この時期に町長のおっしゃる条例を改正するための費用じゃないけども、420万円前後のお金の要ることは事実でございます。なぜこの時期かなと、その疑問を意見とさせてもうて終わります。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 平凡な質問ですけども、しあわせ創造部、1から12までありますけども、業務内容は、住民さんから住民福祉部はどういうことでしあわせ創造部になったんかというような質問も出てくるんじゃないかと思うんです。

こういう名前つけるまでいろいろ検討されたと思いますが、その経過をお願いします。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 鍛冶議員のご質問にお答えしたいと思います。

しあわせ創造部という名前は、先ほども言わせていただきましたように、業務内容はさほど変わるものではございません。

しかし、お年寄りから本当に体の不自由な方も来られます。それで、一応平仮名表記をさせていただき、課のほうも平仮名表記に移させていただくということから、部のほうの名称も平仮名でしあわせというのを平仮名でいきたいというふうになりましたのでご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 ちょっとぴんと来ないんですけどね、しあわせ創造部、この業務内容からいけばね、幸せか不幸せかいろいろ含んでくると思うんですよ。

それから、平仮名のほうが明記がしやすいということやけれども、来て戸惑いが多いと思うんですね、今まで住民福祉部だったんがしあわせ創造部というあれでね。そういう点でもう少し突っ込んだ名前を、命名するまでに考えられた意見をね、我々もまた聞かれることあると思うんですよ。そのときに、こういう理由でこうしたんですよと説明できるように説明してください。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 失礼いたしました。一応、今、予定しておりますのは、本庁の玄関口にポスターで各課の平仮名表記の名前を入れまして、この課ではこういうふうになっているというものの表記と、それから、もちろん岬だよりを通じまして今までのこの課の名前がこういうふうになりましたというお知らせをしたいというふうにも思いますし、皆さん方にご迷惑掛けております直轄電話のほうもそこへ入れていきたいというふうにも考えておりますので、若干時間いただかなんかわかりませんが、できるだけ皆さん方にその名称を早く伝えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 参考までに、こういう名前をつけてる自治体があるかどうか。

もう少し突っ込んだ、説明はわかりますけどね、表示とか。町長、その辺どうなんですか。ぴんと来ない点がたくさんあるんですけど。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 しあわせ創造部というのは、創造というのはつくるという意味で、ハード面とソフト面を合わせた幸せを立ち上げていく、住民生活の中で幸せを求めて幸せをつくっていくという意味でしあわせ創造部という名前にしてるところでございます。

ちなみに、課の名前でございますけども、各町村、それから市の状況もいろいろと調べまして平仮名表記、これは今の事務分掌条例でなく、規則のほうでまたうたっていくわけでございますけども、例えば子どもの子育ての部分でも、子ども未来課というような平仮名表記をしたいと。ほかの課につきましてもわかりやすい名前で行きたいというふうに思っておりますので、理由につきましてはこれぐらいでお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 今の答えで1点抜けてます。他の市町村にそういう部があるかどうか。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 他の市町村でも、今ちょっとどこの市役所というとか、どこの町役場ということちょっと今手持ちでないんですけども、よそでもこういう平仮名表記にされて窓口業務をやりやすくやられているというところはございますので、ご理解のほどをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○竹内邦博議長 鍛冶末雄君。

○鍛冶末雄議員 最後です。今後もこういうことあるんじゃないか思うんですけども、そういう点、もう少しぴんと来るような名前を検討してもらわんことには、だんだんだんだんその辺が発展していったらね、財政部ですか、財政改革部とかいろいろありますけれども、いろいろ変えよう思ったらいろいろ考えられますけれども、もう少し発展的に考えるんじゃなくて、素直につけてもらったほうが良いと思うんです。

これは、以後のことがありますんで提言しておきます。

以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 総務文教委員会に所属しておりますので、質問はそのときにさせていただきますが、資料の提供を求めたいと思います。

先ほど来、口頭でここにあった部局がここに行つてというのをお聞きしておったんですが、毎年つくられる庁舎内の見取り図と申しますか、そういったものをいづれつくることになりましようから、そういうものをお示しいただければ明確にわかるのではないかなと思いますので、委員会審議に当たって、そういった資料、見取り図の資料をご提供いただきたいと思いますと思っております。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

小川日出夫君。

○小川日出夫議員 先ほど、鍛冶議員の質問で笠間部長が他所では平仮名表示のところがあるというお答えをいたしました。しあわせ創造部という名称の他所のものはあるかどうかだけ教えてください。

○竹内邦博議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 先ほどお聞きいただきました子ども未来課はあるんですけども、しあわせ創造部につきましては、ちょっと調査させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町事務分掌条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程21、議案第23号、「岬町立集会所条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程21、議案第23号、岬町立集会所条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、新築または寄附を受けました集会所に係る管理運営の適正化を図るため本条例に所要の改正を行うものでございます。

新築につきましては、淡輪19区集会所が平成23年2月28日竣工いたしました。

寄附につきましては、西南総合開発による望海坂地区の開発協議に伴う望海坂第2集会所が建設され、平成23年3月末をめどに竣工を予定しており、寄附を受けるものでございます。

改正内容につきましてはご説明申し上げます。議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照いたします。

岬町立集会所条例の一部を改正する条例（案）、岬町立集会所条例（平成5年岬町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中、淡輪17区集会所の次に、淡輪19区集会所を追加し、望海坂第1集会所の次に望海坂第2集会所を追加するものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上が改正内容でございます。なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町立集会所条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程22、議案第24号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程22、議案第24号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案の説明をさせていただきます。

提案理由は、職員の退職手当を分割して支給できるものとするため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

最初に、今回の改正の背景についてご説明させていただきます。それにつきましては、今後の退職者数の推移でございます。平成23年度から平成27年度までの退職者の総数は32名というふうに見込まれております。

その中で、各年度の退職者数にばらつきがございます。内訳といたしましては、平成23年度で7名、平成24年度で3名、平成25年度で6名、平成26年度で9名、平成27年度で7名というふうになっております。先ほども言いましたように合計32名の予定でございます。

年度によりまして多い年、少ない年がございますので、分割支給ができることで平準化が図れる可能性がございます。

また、実質公債費比率が21.3%と府内でも最も高い状態になっておりますことから、退職手当債の発行につきましては慎重に対応していくことも必要であるというふうに考えております。

また、この分割支給制度につきましては既に条例に規定しておりまして、本人の同意によって分割支給ができるもので、過去に1名の申し出がございました。現在は適用の期間が終了している状況でございます。

次に、改正の内容でございますが、お手元の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

附則第11項中、「平成17年11月30日から平成21年3月31日」を「平成23年4月

1日から平成28年3月31日」に改めるものでございます。この期間は集中改革プランの期間と同じとしております。

なお、この分割支給ができますのは、あくまで本人の申出、つまり同意が要ることになっております。また、この条例は平成23年4月1日から、先ほども言いましたように施行することというふうになっております。

以上が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件の内容でございます。なお、本件につきましても総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○竹内邦博議長 日程23、議案第25号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事、岡本 茂君。

○岡本住民福祉部理事 日程23、議案第25号、岬町特別会計条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由としましては、岬町老人保健特別会計を平成23年3月31日をもって廃止するため、本条例に所要の改正を行うものです。

背景としまして、高齢者の医療の確保に関する法律附則第39条の規定によりましては3年ということになりますので、この23年3月31日をもって廃止するということです。

改正内容につきましてご説明いたします。

議案書の裏面及び岬町特別会計条例の一部を改正する条例新旧対照表をあわせてごらんください。

まず、第1条中第4号に、岬町老人保健特別会計、老人保健事業を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1項ずつ繰り上げるものでございます。

附則で、この条例は平成23年4月1日から施行する。

以上が本条例の改正内容でございます。本件につきましては厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町特別会計条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩をいたします。次の再開は14時10分、2時10分からです。

(午後 1時57分 休憩)

(午後 2時10分 再開)

○竹内邦博議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○竹内邦博議長 日程24、議案第26号「岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事、南 康明君。

○南 住民福祉部理事 日程24、議案第26号、岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、学童保育の実施について保育の効率的かつ適正な運営をするため本条に所要の改正を行うものでございます。

今回の一部改正の主な内容といたしましては、文言の修正及び条文の追加でございます。

現在、学童保育につきましては、小学校第1学年から第3学年までの希望する児童について実施しています。本年4月より、小学校及び特別支援学校の第4学年に在籍し支援の必要な児童について、定員に欠員がある場合に限って入室を認めるものです。

改正の内容といたしまして、次のページ、2ページの改正(案)及び新旧対照表をあわせてごらんください。

岬町学童保育に関する条例の一部を改正する条例(案)、この条例の第3条第1項中、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に改め、同条に次の1項を加えるものです。

2 前項の規定にかかわらず入室することに相当の理由があると町長が認めるものは学童保育室に入室することができる。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行することといたしております。
なお、本件は厚生委員会に付託の予定と伺っています。よろしくご審議の上、議決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷本 貢君。

○谷本 貢議員 1点お聞きしますが、この旧のほうですね、盲学校、聾学校、養護学校ではどう
していけないのかということをお聞きします。

○竹内邦博議長 住民福祉部理事、南 康明君。

○南 住民福祉部理事 お答えいたします。

この文言の修正につきましては、国のほうの法律の改正によりまして盲学校、聾学校及び養護
学校という言い方が特別支援学校という言い方に改められております。それに伴って今回改正す
るものでございます。

以上です。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町学童保育に関する条例の一部を改正する件については、会
議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程25、議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事、岡本 茂君。

○岡本住民福祉部理事 日程25、議案第27号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしまして、国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い本条例に所要の改正を行うものであります。

内容に入る前に、今回は被保険者の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置で、平成23年3月31日をもって終了のため、今回、恒久的に改正を行うこと。また、保険料賦課限度額につきましては現在でも保険料の負担感が強いと言われている中間所得者層の負担軽減を図り、被保険者間の負担の公平性を確保するために国の基準に準じて改正を行うものであります。

それでは、改正内容を説明させていただきます。議案書の裏面を、また国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表もあわせてお願いいたします。

第7条第1項中の改正につきましては、出産育児一時金としての支給額35万円を39万円に改めるものでございます。

続きまして、条例第16条の6の10、基礎賦課限度額を1万円上げ、50万円を51万円に改め、また第16条の6の12中、後期高齢者支援金等賦課限度額についても1万円上げ、13万円を14万円に。第16条の12中、介護納付金賦課限度額については2万円引き上げ、10万円を12万円に改めるものでございます。

また、この賦課限度額につきましては、第20条に規定しております低所得者に係る保険料の減額にも適用していることから、第20条につきましても同様の改正を行うものでございます。

次に、附則第6条で平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置とされていましたが、恒久化になりますので、附則第6条を削り、附則第7条を附則第6条とするものです。

次に、附則1におきまして施行日を定めており、この条例は平成23年4月1日から施行する。2におきまして、施行日前に出産した被保険者に係る岬町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によると。3におきましては、この条例による改正後の第16条の6、第16条の6の12、第16条の12及び20条の規定は平成23

年度以降の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については従前の例によると定めております。

以上が改正内容の概要でございます。本件につきましては厚生委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程26、議案第28号「岬町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 日程26、議案第28号、岬町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する件についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、下水道事業に係る受益者負担金の徴収における公平性の適正化を図るため本条例に所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、下水道事業の受益者負担金の督促に係る費用について、条例により督促手数料を定めるものでございます。

裏面の条例改正案をごらんください。また、新旧対照表もあわせてごらんください。

岬町下水道事業受益者負担条例の一部を改正する条例（案）、岬町下水道事業受益者負担条例（平成5年岬町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に、次の1条を加える。督促手数料、第10条、町長は督促状を発した場合においては、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合にはこれを徴収しない。

附則といたしまして、（施行期日）1、この条例は平成23年4月1日から施行する。岬町漁業集落排水処理施設条例の一部を改正。2、岬町漁業集落排水処理施設条例（平成19年岬町条例第21号）の一部を次のように改正する。第23条中「第10条」を「第11条」に改める。経過措置といたしまして、3、改正後の岬町下水道事業受益者負担条例第10条の規定は、平成23年4月1日以降に発する督促状にかかる督促手数料から適用し、同日前に発した督促状にかかる督促手数料についてはなお従前の例による。

以上が、岬町下水道事業受益者負担条例の一部を改正する件の概要でございます。本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 1点だけですけど、下水道事業受益者負担金というんですか、これの督促は、今まであったように思ったんですけど、あれは水道やったかな。それで、下水道の督促は、これは初めてということになるんか。

それと、何件ぐらいの下水道の督促というのがあるんか、その点、2点。

○竹内邦博議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

督促状については下水道事業の負担金、受益者負担金として督促を出しておりました。今回、税の公平性を図るということで、その督促状にかかる費用、1件につき100円を追加するもので、件数といたしましては年間約50件から60件がございます。

以上でございます。

○竹内邦博議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定いたしました。

○竹内邦博議長 日程27、議案第29号「岬町財産区管理会条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程27、議案第29号、岬町財産区管理会条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、岬町谷川財産区の廃止に伴い本条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容の説明の前に、谷川財産区の経緯等についてまずご説明申し上げます。この財産区は昭和55年8月1日より施行されており、また資産では旧谷川村の所有地は本来谷川地区財産区に編入されるべき不動産のため池、堤等がございまして、当時の所有者は辻藤一ほか16名でございました。

その後、谷川地区財産区への所有権移転について大方の協力を得ていましたが、一部の方が拒否し、第三者にその持ち分の転売の兆しが見られ、その保留のため昭和56年10月6日に仮処分及び本訴である土地所有権移転登記手続請求事件を提訴いたしまして、平成元年11月28日に判決言い渡しがあり、岬町は全面勝訴し、当時の旧谷川村の全資産であります46筆の所有権移転登記を行ったものでございます。

その後、所有地の管理は谷川地区財産区が維持管理を行っているところでございますが、ため池、堤等維持管理するにも財源が乏しく、改修時にはその都度多奈川地区財産区から拠出により実施してまいりましたが、谷川地区財産区の当初の目的でありました土地所有権移転登記手続は達成されておりまして、谷川地区財産区的全資産を岬町に寄附することによりまして財産区としての存在意義を失い、今後の維持管理につきましては一般会計で行うのが最も適切であり、迅速かつ的確に努めてまいることができるというように考えております。

また、寄附につきましては、地方自治法第294条第1項の規定によりまして、新たに財産を取得し得ないものとされておりまして、一部の委員の中には多奈川地区財産区のほうへ手続できないかという話の中で、今申し上げた自治法で新たに財産を取得し得ないということがございまして、岬町に寄附を行う予定ということとしております。

なお、谷川財産区特別会計の平成22年度の決算見込額は138万1,806円でございますが、全額を今後の一般会計での維持管理経費に充当するため繰り入れを予定しております。つきましては、平成22年度末をもちまして岬町谷川地区財産区を廃止するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。議案書の裏面並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

岬町財産区管理会条例の一部を改正する条例（案）、岬町財産区管理会条例（昭和30年岬町条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定及び第9条中の「、谷川」を削るものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。なお、財産目録につきましては、お手元に財産目録として配付させていただいております。

なお、参考図として航空写真で位置図を添えさせていただいておりますので、よろしく願います。

以上が改正内容でございます。なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹内邦博議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹内邦博議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町財産区管理会条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内邦博議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託案件分の審議についてよろしく願いいたします。

なお、次の会議は3月24日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうも長時間ご苦勞さんでございました。

(午後 2時31分 閉会)

以上の記録が本町議会平成23年第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年3月2日

岬町議会

議 長 竹 内 邦 博

議 員 鍛 冶 末 雄

議 員 中 原 晶